

平安時代画所画師関係史料(稿)

平田, 寛

<https://doi.org/10.15017/2328534>

出版情報 : 哲學年報. 47, pp.39-69, 1988-02-29. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

平安時代画所画師關係史料(稿)

平 田 寛

内匠寮

1 大同三年(八〇八)正月、画工司を内匠寮に改む。

〔類聚国史 卷百七〕

平城天皇大同三年正月壬寅、詔曰云々。其畫工漆部二司、併内匠寮云々。

2 大同四年(八〇九)八月二十八日、内匠寮の雜工数を定め、長上画師二人、画工十人を定む。

〔類聚三代格 四〕

内匠寮

内匠寮

長上工廿人、准從八位官番上工百人並取白丁、但入色
人情願亦聴

使部一人

右大臣宣、奉勅改承前格、一依件定、永爲恒例

大同三年十月廿一日

太政官符

定内匠寮雑工數事

画師二人

長工廿三人 畫師二人 細工二人 金銀工二人 玉石帶工二人 鑄工二人 造丹一人

屏風一人 銅鐵二人 漆塗二人 木工二人 轆轤一人 埦一人

画工十人

番上一百人 畫工十人 細工十人 金銀工十人 玉石帶工四人 銅鐵工十三人 鑄工四

人 造丹工二人 造屏風工四人 漆塗工十人 木工廿人 轆轤工二人 埦工二人 革管

工四人 黒葛篁二人 柳箱工四人

右檢案内、太政官、去年十月廿一日下式部省騰勅符、唯注長上番上之員、不辨色目、今

所定如件、永爲恒例

大同四年八月廿八日

2補 攝津国に内匠寮の要劇田二十三町二段、元慶五年の太政官符にみゆ。

〔類聚三代格 十五 太政官符〕

攝津國三百十二町九段五十二步

(中略)

内匠寮廿三町二段

(中略)

元慶五年(八八二)

元慶五年十一月廿五日。

2補 内匠寮に、頭・助正・允大・属正をおく。

〔簾中抄 下 中務省〕
内匠寮 頭 助正 允小 属 權正

3 弘仁六年（八一五）七月二日、簀秦画師笠麻呂、西市正となる。

簀秦画師笠麻呂

〔日本後記 弘仁六年七月〕
辛未（二日）外從五位下簀秦畫師笠麻呂爲西市正。

4 承和三年（八三六）閏五月八日、遣唐画師良枝朝生、右京七条二坊に貫附さる。

遣唐画師良枝朝生

〔續日本後記 承和三年閏五月〕
丙子（八日）河内國人遣唐音聲長外從五位下良枝宿祢清上。遣唐画師雅樂答笙師同姓朝生。散位春道宿祢吉備成等改本居貫附右京七條二坊。

5 承和五年（八三八）十一月二十九日、大使倭人粟田家繼、竜興寺に画仏所を定め、翌日、

妙見菩薩・四天王を画く。

〔入唐求法巡礼行記 承和五年十一月二十九日〕

又第一船判官藤原朝臣貞敏、従先、臥病辛苦、殊發心、擬画作妙見并・四天王像。仍以
此日、令大使倭人粟田家繼、到此寺（竜興寺）、定画佛處。

（十一月三十日）

早朝。於迦毗羅神堂裏、初画妙見并・四天王像。

6 承和六年（八三九）正月三日、大使倭從粟田家繼、南岳・天台兩大師像および法華經を誦す和尚等の影像を写す。

〔入唐求法巡礼行記 承和六年正月三日〕

始画南岳・天台兩大師像兩鋪各三副。昔梁代有韓幹。是人當梁朝、爲画手之第一。若画禽獸像、及干着其眼、則能飛走。尋南岳大師顏影、寫着於揚州龍興寺、勅安置法花道場瑠璃殿南廊壁上。仍令大使倭從粟田家繼寫取、无一訖謬。遂於開元寺、令其家繼圖絹上。容白衣服之跡也、一依韓幹之樣。又彼院門廊壁上、画寫誦法花經、將數致異感和尚等影。數及廿來。不能具寫。

大使倭從粟田家繼

7 承和六年（八三九）二月二十一日、粟田家繼、留著を免れてかえる。

〔入唐求法巡礼行記 承和六年二月二十一日〕

粟田家繼

大使（倭從）粟田家繼、先日爲買物、下船往市、所由捉縛、州裏留著、今日被免來。

8 承和六年（八三九）三月二十一日、粟田家繼に延曆寺消息を分付す。

〔入唐求法巡礼行記 承和六年三月二十三日〕

夜頭、請益僧送延曆寺消息一通、分付大使倭從江博士粟田家繼

江博士粟田家繼

9 仁寿三年（八五三）八月二十四日、百濟河成卒す。七十二才。

〔文德実録 仁寿三年八月〕

百濟朝臣河成

大同三年（八〇八）

弘仁十四年（八二三）

天長十年（八三三）

百濟ノ川成

壬午（二十四日）地震。散位・從五位下百濟朝臣河成卒。河成、本姓余、後改百濟。長於武猛、能引強弓。大同三年爲左近衛。以善图画、屢被召見、所寫古人真、及山水草木等皆如自生。昔在宮中、令或人喚從者、或人辭以未見顏容、河成即取一紙、圖其形體、或人遂驗得。其梳妙類如此、今之言画者、咸取則焉。弘仁十四年拜美作權少目。天長十年授外從五位下。累遷、承和年中爲備中介、次爲播磨介、時人榮之、卒時年七十二。

9補

（二中歴 第十三）

繪師 相覽ニ云合相 金岡 公茂 經則 公忠 廣瀬（高） 超圓 吉近 親助 爲仁 百濟 川成

9補

百濟川成、飛彈の工と挑む。

〔今昔物語 卷二十四 百濟川成飛彈工挑語〕

今昔、百濟ノ川成ト云フ絵師有ケリ、世ニ並无キ者ニテ有ケル。瀧殿ノ石モ此川成ガ立タル也ケリ、同キ御堂ノ壁ノ絵モ此ノ川成ガ書タル也。

而ル間、川成、從者ノ童ヲ逃シケリ。東西ヲ求ケルニ不求得リケレバ、或高家ノ下部ヲ雇テ語ヒテ云ク、己ガ年來仕ツル從者ノ童、既ニ逃タリ。此、尋テ捕ヘテ得サセヨト。下部ノ云ク、安事ニハ有レドモ、童ノ顔ヲ知タラバコソ搦メムト、顔ヲ不知シテハ何デカ搦メムト。川成、現ニ然ル事也ト云テ、疊紙ヲ取出デ、童ノ顔ノ限ヲ書テ下部ニ渡シ

テ、此ニ似タラム童ヲ可捕キ也。東西ノ市ハ人集ル所也、其邊ニ行テ可伺キ也ト云ヘバ、下部、其顔ノ形ヲ取テ、即チ市ニ行ヌ。人極テ多カリト云ヘドモ、此ニ似タル童無し。暫ク居テ若ヤト思フ程ニ、此ニ似タル童出來ヌ。其形ヲ取出テ競ブルニ、露違タル所無し。此也ケリト擲テ、川成ガ許ニ將行ヌ。川成、此ヲ得テ見ルニ、其童極ク喜ビケリ。其比、此ヲ聞ク人極キ事ニナム云ケル。

而ルニ、其比、飛彈ノ工ト云フ工有ケリ、都遷ノ時ノ工也、世ニ並无キ者也。武樂院ハ其工ノ起タレバ微妙ナルベシ。

而ル間、此工、彼ノ川成トナム各ノ態ヲ挑ニケル。飛彈ノ工、川成ニ云ク、我が家ニ一間四面ノ堂ヲナム起タル。御シテ見給ヘ。亦壁ニ繪ナド書キ得サセ給ヘトナム思フト。互ニ挑乍ラ、中吉クテナム戯レケレバ、此ク云事也トテ、川成、飛彈ノ工ガ家ニ行ヌ。行テ見レバ、實ニ可咲氣ナル小サキ堂有リ、四面ニ戸皆開タリ。飛彈ノ工、彼ノ堂ニ入テ、其ノ内見給ヘト云ヘバ、川成延ニ上テ南ノ戸ヨリ入ラムト為ルニ、其戸ハタト閉ツ。驚テ廻テ西ノ戸ヨリ入ル、亦其ノ戸ハタト閉ヌ、亦南ノ戸ハ開ヌ。然レバ北ノ戸ヨリ入ルニハ其戸ハ閉テ、西ノ戸ハ開ヌ。亦東ノ戸ヨリ入ルニ、其戸ハ閉テ、北ノ戸ハ開ヌ。如此廻マル數度入ラムト為スルニ、閉開ツ入ル事ヲ不得、侘テ延ヨリ下ヌ。其時ニ飛彈ノ工咲フ事无限リ。川成、妬ト思テ返ヌ。

其後、日來ヲ經テ、川成、飛彈ノ工ガ許ニ云遣ル様、我が家ニ御座セ。見セ可奉物ナム有ルト。飛彈ノ工、定メテ我ヲ謀ラムズルナメリト思テ不行カヌ、度々勲ニ呼ベバ、工、川成ガ家ニ行キ、此來レル由ヲ云入レタル、此方ニ入給ヘト令云ム。云ニ随テ、廊

画所

画師備前少目百濟常良

左史生村国正歳

左馬史生神門宗雄

ノ有ル遣戸ヲ引開タレバ、大キナム人ノ黒ミ脹鼻タル臥セリ、鼻キ事鼻ニ入様也、不思懸ニ此ル物ヲ見タレバ、音ヲ放テ愕テ去返ル。川成、内ニ居テ、此ノ音ヲ聞テ咲フ事无限り。飛彈ノ工怖シト思テ土ニ立テルニ、川成其遣戸ヨリ顔ヲ差出テ、耶、己レ此ク有ケルハ、只來レト云ケレバ、恐々ツ寄テ見レバ、障紙ノ有ルニ、早ウ、其死人ノ形ヲ書タル也ケリ。堂ニ被謀タルガ妬キニ依テ此クシタル也ケリ。

二人ノ者態、此ナム有ケル。其比ノ物語ニハ万ノ所ニ此ヲ語テナム皆人嘗ケルトナム語り傳ヘタルトヤ。

10

貞觀元年（八五九）大嘗祭儀細工所に画所の名あり。

〔増訂故実叢書 儀式 踐祚大嘗祭儀上 貞觀元年〕

細工所隸画并
繕所

11

元慶八年（八八二）、画師備前小目百濟常良の怪我により、左史生村国正歳・左馬史生神門宗雄らに左相撲司の画様をつくらしむるも、果さず。

〔菅家文章 卷七 左相撲司標所記〕

左司定之後八日卯刻、木工少允笠忠行、率長上番上飛彈直丁等卅餘人、就廳東方、造標屋、須臾構成。始作標状、其屋自地至棟二丈五尺、近引之由、據陰陽寮勘文也。内裏作物所預播磨少目佐伯宮興、勒細工等夾名進廳。廳即下所檢舊例。凡作標之起、專依画様。而画師備前少目百濟常良、墮馬折肱。不使用筆。仍仰左史生村国正歳・左馬史生神門宗

雄等、令進面樣。正歲等、雖盡精神、不足取象。標師錦錢麻呂、不待面樣、始結山形。數日之後、常良自私門面樣、錢麻呂以功業漸成、遂不用其樣。(中略)元慶六年八月一日、式部少輔菅原朝臣道眞記。

12 仁和二年(八八六)九月十二日、画所の犬死す。

〔三代実録 仁和二年九月〕

十二日丁亥。爲發遣奉伊勢大神宮幣使。天皇欲御大極殿。乘輿未出。有人奏聞。画所犬死。於是。太政大臣及諸公卿議曰。画所者。在宮門左右衛門陣之内。若當行神事。諸司有穢。立礼於衛門陣。告知事由。不聽出入。爲潔禁中也。依此論之。可謂禁中穢也。

12補 画所の職域

〔延喜式 卷十七 内匠寮〕

凡諸節前一日。官人率雜工等。豐樂殿立軟障臺六基。三基立高御座東三間。一基立西一間。二基立母屋西二間。小安殿以信濃布張東隔盖代。事了却收。儂臺障泥板方三丈。行幸之前二日令画所繪。但蕃客之時画方六丈。

画工

御斗帳一具。高八尺一寸。方一丈二尺二寸。(中略)長功二百卅二人。木工七十一人。銅卅二人半。鐵八人。中功二百八十二人小半。工二百六十六人。夫十六人小半。短功三百廿三人。工三百四人。夫十九人。

画所

画工

御輿一具。長一丈四尺。廣三尺一寸。柱高四尺八寸。（中略）長功三百卅人。
斗内長・三寸。廣三尺二寸。脚高六寸。
木工五十五人。銅百卅七人。鐵七人。漆六十人。画七人。張五人。縫笠廿人。夫卅九人。

画工

御腰輿一具。桁長一丈四尺。廣二尺九寸。脚高五寸。（中略）長功七十八人。
木工廿四人。銅九人。鐵二人。画半人。漆卅六人。夫六人半。

画工

腰車一具。屋形。長六尺。廣五尺。（中略）長功二百九十二人半。木工一百十九人。銅五十六人半。鐵卅五人半。画三人。紅四人。張十二人。漆廿二人。夫卅八人半。

画工

厨子一基。高四尺。長五尺。廣二尺。榻一脚。長五尺三寸。廣二尺五寸。高八寸。（中略）長功一百六十二人。
木工五十人。銅卅九人。鐵四人。画一人半。漆卅七人。夫十人半。

画工

白木斗帳一具。高八尺。方一丈。料。（中略）長功一百十三人。木工五十三人半。銅卅一人半。鐵七人。画二人。夫九人。

野宮裝束

白木斗帳一具。几帳四基。三尺二基。屏風四帖。膳櫃四合。臺盤四面。各四。雕木一具。大壺一合。已上七種料物单功。同初齋院。

画工

輿一具。長一丈四尺。廣三尺。高五尺四寸。斗内長三尺一寸。（中略）長功三百九人。木工卅七人。銅一百卅七人。鐵七人。漆十人。画七人。張五人。笠廿人。夫卅八人。

画工

腰輿一具。長一丈二尺。廣二尺九寸。斗内長三尺。脚高五寸。（中略）長功一百五十一人半。

木工廿五人。銅五十九人。鐵二人。漆卅六人。画三人。張三人。夫十三人半。

画師

凡木工寮造大射。賭射。騎射等的。皆差向画師使塗画。

屏風一帖。高五尺。画。骨料。并草木之類。榻榻二村半。檜樽一村。長五尺二寸。方二寸。肱金料。熟銅大一斤。花

形釘料。半熟銅大三斤。滅金小二兩二分。水銀小一兩一分。表料白絹三丈。裏料縹帛三

丈。番料緋帛五尺二寸。緣料紫綾一丈四尺。朱沙一兩。金青一兩。白青一兩二分。綠青

六兩。白祿二兩。丹三兩。同黃三分。青黛二分。胡粉五兩。中烟子二枚。紫土二兩。金

薄卅枚。墨一廷。膠十四兩。筆料鹿毛三兩。切金薄革一條。方一尺。練絲一兩。漆二合。

掃墨一合。絞漆帛一尺。石見綿四兩。調布一尺。洗刷料油五勺。金薄料綿二兩。中・子

料調布二尺五寸。瑩釘料調布三尺。下銅湯料調布一尺。下張料商布二段一丈。黏緣料薄

紙十四張。中張料紙六十五張。番中黏料紙五張。石灰二合。紫革一條。長一尺。廣八寸。糯米二

升。小麥三升。炭五斛三斗。和炭一斛三斗。長功五十二人。木工三人。銅十五人。画廿人。中功

六十人大半。工五十九人小半。大一人小半。短功六十九人小半。工六十七人大半。大一人大半。

画工

〔新儀式 第四 天皇遷御事〕

致勤營者。奉仕厭法陰陽頭博士二人。内匠木工修理寮職官長。及勤宮超倫二分已上。作物所。繪所預等也。給祿有差。

繪所預

12補 画所の年料等

〔延喜式 三十三 大膳〕

画所年料

画所年料、鹽二斛

采女卅七人料鹽二斗一升一合五勺、小月二斗四合四勺五撮。

〔延喜式 三十五 大炊〕

御書所斗日米一、斗六升、画所斗日米一、斗六升、作物所斗日米一、斗三斗、右每日料、依前件、熟食充之。

画所

12補 踏歌と画所

〔西宮記 卷二 踏歌事〕

正月八日被定踏歌之事、〔中略〕十四日、又召同〔内藏〕寮、信濃布一丈六尺、即以一丈令縫囊、以六尺遣於画所、調小舍人二人囊面料。

画所

12補 画所の所在

〔西宮記 卷八 所々事〕

画所、在式乾門内東腋御書所南、有別當、〔五位藏人〕預墨畫及分内暨、〔有〕熟食本内匠寮雜工也

画所
預・墨畫・内暨

〔大内裏抄〕

画所

式乾門ノ東ノ腋ニアリ。一説建春門ノ内ニアリト云々。

12補 画所預および墨書の任命

〔西宮記 卷十五〕

画所預・墨書

画所預并墨書作物所預等事

内御書所・別當、奉勅仰下、又召寮官仰下、可准若住生

以名簿從御所下給、藏人奉、宣仰下、但墨書事、彼是有競望、先給試之後定補。

13 延長九年（九三一）三月四日、内匠寮長上春実を主殿に任せられんことを画所申す。

〔貞信公記 延長九年三月〕

長上春実

四日、畫所申、内匠長上春實任主殿之替又付高辨。

14 天慶四年（九四一）十二月二十七日、左少將良岑義方を画所別当に定む。

〔本朝世紀 天慶四年十二月〕

左少將良岑義方

廿七日壬子、今日、諸卿着宜陽殿西廂座、有直物事、式部大丞源信明給之、又被定所々別當、〔中略〕画所左少將良岑朝臣義方才也。

15 天慶四年（九四一）七月八日、左衛門府生掃守在上、斬首されし藤原純友父子の首を写す。

〔今昔物語 卷二十五 藤原純友依海賊被誅語〕

今昔、朱雀院ノ御時ニ伊豫掾藤原純友ト云者有リケリ、筑前守良範ト云ケル人ノ子也。

府生掃守在上

〔中略〕然ドモ公ニ勝チ不奉シテ、天ノ罰ヲ蒙ニケレバ、遂ニ被罰ニケリ。

亦純友ガ子二年十三ナル童有リ、形端正也、名ヲ重大丸ト云。幼稚也ト云ヘドモ、父ト共ニ海ニ出テ、海賊ヲ好テ、長ニ劣ル事无カリケリ。重大丸ヲモ殺シテ首ヲ斬テ、父ガ首トニノ頭ヲ持テ、天慶四年ノ七月七日、京ニ持上リ着。先ヅ右近ノ馬場ニシテ其由ヲ奏スル間、京中ノ上中下ノ人見嗶ル事无限リ。車モ不立堪へ、歩人ハタラ所无シ。公此ヲ聞食シテ、〔橋〕遠保ヲ感ゼサセ給ケリ。

其ノ次ノ日、左衛門ノ府生掃守ノ在上ト云高名ノ繪師有リ、物ノ形ヲ写ス、少モ違フ事无カリケリ。其レヲ内裏ニ召テ、彼純友并ニ重太丸ガ二ノ頭、速ニ其ノ所ニ罷テ、彼ノ二ノ頭ノ形ヲ見テ、写テ可持參シト。此レハ彼ノ頭ヲ公ケ御覽ゼムト思食ケルニ、内裏ニ可持入キニ非バ、此ク繪師ヲ遣ハシテ、其形ヲ写シテ御覽ゼムガ爲也ケリ。然テ繪師、右近ノ馬場ニ行テ、其ノ形ヲ見テ写テ内裏ニ持参リタリケレバ、公、殿上ニシテ此ヲ御覽ジケリ。頭ノ形ヲ写タルニ少モ違フ事无カリケリ。此ヲ写テ御覽ズル事ヲバ世人ナム承リ不申ケル。

16 天曆八年（九五四）十二月十九日、右衛門少志飛鳥部常則、村上天皇宸筆經表紙絵に奉仕して祿をうく。

〔願文集 二一 宸筆御經御八講等略記〕

天曆奉爲母后穩子
昭宣公基經女

御記会

右衛門少志飛鳥部常則

天曆八年(中略)十二月十九日、己未、此日自書寫金字妙法華經一部、無量義經、普賢觀經、阿弥陀經、般若心經各一卷已畢、勤仕其事者、賜祿有差、藏人式部少丞大江澄景給日大樹、御書所執事安部実茂、縫殿大廳坂本高実、内匠少屬文部茲茂、越前目代安部忠茂、右衛門少志、江澄景給日大樹、飛鳥部常則等各給絹二疋、此調泥裝演及奉仕表紙給之者也、依延長例所賜也又修理職始修造弘徽殿所々屏等、以明年正月可修御八講也、二十七日、丁卯、參議維時卿、作上御八講願文。

17 応和三年(九六三)八月二十日、画所、広平親王元服の屏風等を奉仕す。

〔親王御元服部類記 村上王子広平親王の条〕

天曆御記

応和三年八月二十日、(中略)同四刻、遣藏人文利、給親王作物所々造櫛調度及什物、画所張上屏風等、宛今日料。

画所

18 応和三年(九六三)閏十二月二十日、右衛門少志飛鳥部常則、御苑に蓬萊山の雪山を堆く。

〔河海抄 九〕

応和三年閏十二月廿日、令右衛門少志飛鳥部常則堆雪作蓬萊山於女房小庭、今日功了、給常則及画所雜色役者三人祿有差

右衛門少志飛鳥部常則

19 応和四年(九六四)四月九日、左衛門少志飛鳥部常則、清涼殿の西廂南壁に白澤王像を画

左衛門少志飛鳥部常則

画す。

〔河海抄 六〕

応和四年四月九日御記云、召左衛門（少）志飛鳥部常則、図画西廂南壁白澤王像

20

康保三年（九六六）八月十五日、絵所、作物所とともに清涼殿の両壺に風流を施す。

〔西宮記 卷八〕

康保三年八月十五日、被仰絵所・作物所、施風流於御前両壺尽精妙、右大将參議雅信朝臣已下參上、有倭歌絃歌興、賜祿。

〔栄花物語 卷一 月の宴〕

康保三年八月十五夜、月の宴させ給はんとて、清涼殿の御前に、皆方分ちて前栽植へさせ給ふ。左の頭には、繪所別當藏人少將濟時とあるは、小一條の師尹の大臣の御子、今の宣耀殿の女御の御兄なり。右の頭には、造物所の別當右近少將爲光、これは九條殿の九郎君なり。劣らしまけじと挑みかはして、繪所の方には洲濱を繪に書き、くさぐさの花生ひたるに勝りて書きたり。遣水・巖みな書き、銀をませのかたにして、よろづの蟲ごもを住ませ、大井に逍遙したるかたを書きて、鶺鴒に篝火ともしたるかたを書きて、蟲のかたはらに歌は書きたり。造物所の方には、おもしろき洲濱を彫りて、潮みちたるかたをつくりて、色くくの造花を植へ、松竹などを彫り付けて、いとおもしろし。

〔古今著聞集 卷十九 康保三年八月清涼殿西の小庭に前栽を植えて管絃の事〕
 康保三年閏八月十五日、作物所、画所相分て、(清涼)殿の西の小庭に前栽をうへられけり。右大將藤原朝臣(師尹)、治部卿源朝臣(雅信)、(藤)朝成朝臣、中の渡殿に候。朝臣等、後涼殿の東のすのこに候。次に両所酒饌をもて男女房にたまふ。夜に入て、侍臣、唱歌し管絃を奏す。(下略)

21 天禄三年(九七三)十二月十日、絵所、御祓の人形等を彩色し、常則、牛馬犬雞を彩色す。

〔平記 天禄三年十二月十日〕

御祓事

十日早旦供御浴、午剋内藏寮官人供御贖物、七種五寸人形盛折敷、居高坏、御等身人形七枚、裏小筵一枚、侍臣傳取俄朝

餉間、式於昼御座方供之

(中略)

可召仰諸司

所名香二両
 所墨七延

作物所車七木、鐵錫五寸人形各七、仰豊明以紙可彫

内藏行具

造作物所請取彫云々、
 理須繪所繪了作物所彫、
 又可度繪所可彩色、而
 作物所彫、次度繪所令
 彩色云々

常則

繪所牛馬大雜各
主殿御湯等

大藏千尋
木工薰釘

掃部眞行

内作樽事可度

作物所

檢

非違使秋卿

道光宿弥 御衣一領

河臨御禊事時明

蒸書

陰陽寮進勘文之後、召内藏寮官人仰其日。

故常則

21補 長和二年(一〇一三)三月三十日、実資、故常則の冷泉院・神泉苑絵図を、道長に送り、優美の言をうく。

〔小右記 長和二年三月卅日〕

冷泉院・神泉苑絵図故常則画、送皇太后宮大夫許、俊賢、爲令傳奉左相府、昨日車中所談也、有可見之答、仍奉送耳、皇太后宮大夫返報云、只今可傳奉、大優美物者。

21補 常則、宇津保の物語絵をかく。

〔源氏物語 絵合〕

巨勢の相覽

常則

〔竹取のゑは巨勢の相覽、手は紀貫之書けり。かむ屋紙に唐の綺を陪して、赤紫の表紙・紫檀の軸、世の常のよそひなり。(中略) (宇津保の) 白き色紙・青き表紙・黄なる玉の軸なり。絵は常則、手は道風なれば、今めかしう、をかしげに、目も輝くまでみゆ。〕

21補 常則・爲氏の画体を論ず。

〔栄花物語 卷二十 御賀 治安三年十月十二日の条〕

との(土御門殿)の有様、中島などの大木みな焼けにし後はいとゞこよなければども、今生いゝ

爲氏・常則
弘高・頼祐

でたる小木ども、前裁などは、今少し生い行末頼しげに見えたり。この頃はなつかしう今めかしうおかしきこと、四尺の屏風めきたり。それだに、爲氏、つねのりなどが書きたらん、古體なるべし。弘高・頼祐などが書きたらん、猶飽かぬ所あるべし。

22

天禄四年（九七三）正月二十一日、画所の膠料として、仁寿殿前桜木の枝を給う。

〔平記 天禄四年正月廿一日〕

廿一日獻餅

伐棄仁壽殿前櫻給所く事

同日伐棄仁壽殿前櫻木、先日令進勤文、召仰左右衛門府令伐、依左近陣不令伐宣圓、件樹作物所例給之、仍以本方給之、画所申云、膠料可給云々、仍以枝給云々。

画所

23

天元五年（九八二）、画所の勝浦奉、越前少目正六位上に除目。

〔大間成文抄 第四〕

画所

天元五 越前少目正六位上勝宿禰浦奉

画所勞

雅信

勝浦奉

24

永観元年（九八三）、画所絵師立野兼理、攝津権大目正六位上に除目。

〔大間成文抄 第四〕

画所

立野兼理

永観元 攝津権大目正六位上立野宿禰兼理 画所絵師劣 同（雅信）

25 永観二年（九八四）、画所張手桑原成見、丹後権目正六位上に除目。

〔大間成文抄 第四〕

画所

桑原成見

永観二 丹後権目正六位上桑原宿禰成見 画所張手 同（雅信）

26 同年（九八四）、源雅行、兄雅成の内御絵所納物に替えて、主殿少允正六位上に除目。

〔除目大成抄 第八 讓功〕

源雅行・雅成
内御絵所

永観二 主殿少允正六位上源朝臣雅行 兄雅成、先皇御時、内御繪所納物替

雅信

27 長徳二年（九九六）、画所の秦吉樹、伊勢権大目正六位上に除目。

〔大間成文抄 第四〕

画所

秦吉樹

長徳二 伊勢権大目正六位上秦宿禰吉樹 画所奏

28 長徳三年（九九七）、画所の百済王爲孝、周防権掾正六位上に除目。

〔大間成文抄 第四〕

画所

長徳三 周防権掾正六位上百濟王爲孝 画所

絵所

29 寛弘七年(一〇一〇)十月三十日、絵所御障子運衛士および絵所役仕衛士の料を注文す。

〔衛門府粮料下用注文 平安遺文四五三〕

四升、依宣旨有絵所御障子運衛士二人料十六日頭辨朝臣 府生兼則奉(中略)

六斗、依去(九)月十三日宣旨繪所役仕衛士一人今月卅箇日食料

(中略)

寛弘七年十月卅日 門部多治

垂水

左衛門尉頭輔

30 長和五年(一〇二六)三月十三日、左衛門尉頭輔、石清水臨時祭の摺袴の腰に画く。

〔小右記 長和五年三月十三日〕

十三日、丁巳、(中略)晚頭奉摺袴藏人所、袴腰以左衛門尉頭輔令画

31 長和五年(一〇二六)五月二十二日、大嘗会の絵所絵師などの交名を定む。

〔左経記 長和五年五月廿二日〕

絵所

廿二日、乙丑、大嘗会行事社以午二點始請印政、(中略)右小辨相共、率官掌以上、向侍從所、分取絵師并細工等、座席如常、先是絵所并作物所等預ヲ召著史座末、令申道々細工・絵師等名、令史書之、定了參内。

画工織部佐親助

画所

左兵衛志良親

掃守実親

32 寛仁二年（一〇二八）正月二十一日、画工織部佐親助、大饗料の四尺倭絵屏風をつくる。

〔小右記 寛仁二年正月廿一日〕

廿一日^{卯乙} 大外記文義朝臣云、今日政治、攝政（頼通）新調大饗料四尺倭繪屏風十二帖被

持參也、画工織部佐親助、色帛形、有詩并和歌、今日各獻之、詩者（中略）、作和哥者（中略）大納言公任卿遲參不出詩。

33 寛仁四年（一〇三〇）十月二十五日、画所、賀茂下社祭事の屏風にかかわる。

〔小右記 寛仁四年十月廿五日〕

十月廿五日壬寅（中略）又画所御屏風□能奉者、作物所奉仕物多、仍仰可給預良明宿祿之由了。

34 治安三年（一〇三三）八月四日、左兵衛志良親、廊の布障子に画く。

〔小右記 治安三年八月四日〕

四日^{未乙}（中略）今日以左兵衛志良親、令画堂東廊布障子。

35 万寿元年（一〇二四）十月十八日、画所、掃守実親を造酒令史に奏す。

〔小右記 万寿元年十月十八日〕

十八日壬申、画所奏掃守実親任造酒令史、而誤書内膳令史、仍召大外記頼隆真人、申達関白詞云々。

36 万寿元年（一〇二四）十二月十二日、造酒佑有富をして、布障子四間に図画せしめ祿を給う。

〔小右記 万寿元年十二月十二日〕

十二月十二日丙寅、日者造酒佑有富圖画布障子四間、今日給祿大掛、作繪者疋絹丹調手作布一端、銀鍛冶左兵衛府安高給祿_疋絹_二手作布_一、菊武、一疋三端、件二人一日令給小米、良明宿祿給三疋、時々来口入道也、仍殊所給、小女銀器一具并大提_一斗納_二中提_一五升納。

造酒佑有富
良明宿祿

37 万寿元年（一〇二四）十二月二十五日、有富をして廊の布障子を画かしめ、絹二疋を給す。

〔小右記 万寿元年十二月二十五日・二十九日〕

廿五日（中略）美濃守頼任来、觸明後日下國由、良久清談、以有富令画東對并東廊布障子。

有富

廿九日（中略）東對並東_□了、給有富絹二疋、作繪者手作_□調一端。

38 長元元年（一〇二八）八月・九月、能近をして、五尺屏風六帖および四尺屏風八帖を画かむ。

〔小右記 長元元年八月十七日・十九日および九月二十七日〕

十七日（中略）今朝差彈正忠師重遣能近許、令仰可画五尺屏風六帖四尺八帖由、能近来、種々病發不能出仕、仍所仰遣、愁相逢、申盡身力可画之由。

能近

能近

八月十九日辛巳、四尺屏風三帖料絹、師重遣能近所、一昨令申云、依有盜恐、少許先給
圖絹、随画出可奉之者、仍三帖圖絹所遣也、留一帖爲令面次第繪遣三帖圖絹耳、上品墨
二挺八木十石遣之。

能近

九月廿七日戊午、能近画四尺屏風八帖了、絹五疋遣之。

38補 良親、屏風二百帖の絵を画く。

〔古今著聞集 卷十一 画図十六〕

良親屏風二百帖に絵を画く事並びに四条大納言色紙形を書く事

能通、絵師良親に、屏風二百帖に絵をかゝせたりけり。その中に坤元録の屏風をば、
良親相伝の本にてなんかき侍ける。大女（藤原歎子）御參給ける時、二条殿（藤原教通）に
まいらせさせてんげり。色紙形は四條大納言（藤原公任）ぞかゝれける。更に又、爲成を
してうつされけり。正本は（攝政関白）一の御相伝の物に侍にこそ。又和漢抄は、屏風に
は中巻水をかき、上に唐絵をかき、下にやまと絵をかきたりけり。唐絵の屏風は、（藤原）
実範つたへたりけるを、（高階）成章に沽却しにけるとぞ。

39 長元四年（一〇三二）九月二十一日、隨身信武をして、美作国造進の舟の障子を画かし

む。

〔小右記 長元四年九月廿一日〕

隨身信武

以隨身信武、從作画美作藤舟障子、上達部料。

40 長元五年（一〇三三）春、繪所、齋院馨子内親王の裳・唐衣に絵を書き、つくり絵をつくる。

〔栄花物語 卷三十一 殿上花見〕

年返りぬ。例の事騒しくて過ぎぬ。春深くなるまゝに、齋院（馨子内親王）渡らせ給べき年にて、心ことにおぼしめし急がせ給。内には繪所・造物所にて、女房の裳・唐衣に繪書き、つくり繪などいみじくせさせ給。

繪所

41 長元九年（一〇三六）春、繪所、章子内親王の屏風をえがく。

〔栄花物語 卷三十二 歌合 長元九年春〕

内に一品宮（章子内親王）の御裳著の事、おぼしめしいそがせ給。御調度は藏人もちきよに仰事給はせて、いみじくなべてならずとおぼしめしたり。御屏風の繪、ここの、唐の、繪所に（繪師）召して、いみじくせさせ給。

繪所

42 応徳三年（一〇八六）八月十二日、藤原爲房を画所別当に補す。

〔朝野群載 卷五〕

補所々別當

画所 左衛門權佐藤原朝臣爲房

左衛門權佐藤原爲房

作物所 左衛門少尉藤原隆時

御厨子所 左衛門少尉藤原隆時

内酒殿 蔭孫高階敦遠

御書所 越前大掾藤原實義

藥殿 左兵衛少尉高階基實

内贊殿 治部少丞源俊兼

應德三年八月十二日 藏人左衛門權佐藤原

43 承徳三年（一〇九九）正月二十三日、藤原基光、大和守に補せらる。

〔本朝世紀 二十二 承徳三年正月廿三日〕

大和守從五位下藤原基光兼元内匠頭

藤原基光

43補 藤原基光、高野山灌頂堂の八大師眞影を図す。

〔御室相承記 二 大御室・性親法親王〕

御入滅事

内匠頭基光

應徳二年九月廿七日平旦、向西方仰弥陀尊、引五色纒端坐遷化、御年八十一、（中略）平生時、於金剛峯寺北、建立一堂、号灌頂堂、每至遠忌行結縁灌頂、以阿波國篠原庄乃貢

宛彼用途、又仰内匠頭基光、令圖八大師眞影行影供。

繪師左近大夫信貞

44 天仁元年（一一〇八）十月、繪師左近大夫信貞、御禊点地の繪圖を図す。

〔中右記 天仁元年十月三日、十四日〕

〔三日〕次召繪師左近大夫信貞、令圖此所地形、付闕所圖之、續紙四。五枚許大略圖之進件繪圖端史定政書郡郷

村名、勘文并繪圖主典覽之、予（宗忠）付勅使少將、々々執件勘文繪圖參内。

〔十四日〕召繪師左近大夫信貞、令施地形風流、此處之躰、鴨水流相分、西方有小水流、

塞件流水、可令合流東大河之由、仰檢非違使等了。

45 天永三年（一一二二）十月十九日、繪師信貞、東洞院殿に打毬圖を画図す。

〔中右記 天永三年十月十九日〕

〔十九日〕午時任勘文令立御帳、南殿御帳ハ是大嘗會悠紀所進也 中殿夜大殿料新造見廻所々之處、朝于飯壺布障子、皆

悉画馬形、里亭多相具打毬也、仍俄可画具打毬圖之由、下知繪師信貞、則画図了。

繪師信貞

46 大治五年（一一三〇）九月十七日、源帥時、女房繪所に繪などを見る。

〔長秋記 大治五年九月十七日〕

申刻參院、向女房繪所見繪等

女房繪所

47 久安三年（一一四七）三月二十八日、主殿頭隆能、蒔繪硯宮の海賦蓬萊の繪様を図す。

〔台記別記 久安三年三月廿八日〕

蒔繪御硯宮一合海賦蓬萊、主殿頭隆能、図繪様、是天永三年三月、法皇御賀法會日、御座邊、安御硯宮一合之例也

主殿頭隆能

山城介範宗

48 仁平三年（一一五二）八月二十八日、山城介範宗、五尺泥絵の本文屏風五帖を写す。

〔兵範記 仁平三年八月二十八日〕

（二十八日）立置五尺泥絵本文御屏風五帖南北一行立之、以樂府文六帖画四季下給平等院本、山城介範宗書写之。

49 久寿二年（一一五五）十二月二十八日、藤原隆能、參河守に除目。

〔兵範記 久寿二年十二月廿九日〕

廿九日壬寅、天晴、午後參殿下、職事行頼元三事、今夕被行除目下名、藏人辨資長宣下之。

加任事等

内舍人平信成 藤國俊 源盛房

藤季經 中原盛光 藤爲長

平助弘 大江公景 橘盛親

内匠權助源兼光、文章生侍醫丹波則康

參河守藤隆能 左近將監秦兼弘

此外諸司二分、諸国權守等多以相加之

50 仁安三年（一一六八）十二月十日、絵所預国直ら、大嘗会調度を内覽に供す。

〔兵範記 仁安三年十二月十日〕

大嘗会御調度内覽

絵所預國直

藤原兼光
藤原光雅

十日丁酉 早且著行事所、大嘗会威儀御物并副御調度内覽殿下、可進納内裏、件御物等

調合会日(中略)寛治元年十一月兩方同日調進、依准彼例、主基出來之後今日所進覽

也、令注目録二通、巻籠一懸紙、下官挿著懷中、次御調度等皆悉調立、令持左衛士、

官使副之、史生四人、行事所主典代盛康、細工所預國経、絵所預國直等、著束帶相副、件人數先例不同、今度召員四人也。、くくくく(中略)

御屏風十帖、在青地薄物袋一脚

五尺四帖、本文

四尺六帖、和繪

軟障六帖、各八幅、長九尺、面唐綾裏練張白絹、在絣網。

51 嘉応元年(二六九)八月二十七日、画所別当に藤原兼光・藤原光雅を定む。

(兵範記 嘉応元年八月廿七日)

画所

治部少輔藤原朝臣兼光

兵部權大輔藤原光雅

52 承安三年(二七三)七月十二日、常盤源二光長に、最勝光院御堂の平野・高野御幸の紙

形を画かしむ。

(吉記 承安三年七月十一日)

十二日癸卯 天晴有餘熱、午尅參院即渡御新御堂、予追參申御障子繪事等、仰云御堂之

常盤源二光長

内御所并左右廊、可画廿八品也、於別御所者可画平野并高野御幸也、可仰常盤源二光長、先紙形可令出土代之由、仰行事盛綱。

53

承安三年（一一七三）九月九日、九条兼美、最勝光院御堂障子絵の平野行啓・日吉・高野行幸等をみる。面貌は隆信、形像は光長が写す。

馬權頭隆信

絵師光長

〔玉葉 承安三年九月九日〕御堂御所障子繪、有其數、云注文云本文、已以數ヶ間、其外女院御所、仁安后位之時、平野行啓、并云年院號之後、日吉御幸等被圖之、各供奉大臣以下、併被寫圖其面貌、馬權頭隆信依堪其道圖之、是人面許也、繪師光長云々、又院御所高野詣云々、是同被寫人形像也、珍重無極云云、小時經房退出了、余案之、不供奉彼三ヶ度事、第一冥加也。

54

治承二年（一一七八）七月六日、中務少輔隆成、建春門院のための釈迦三尊像を画く。

〔玉葉 治承二年七月六日〕

六日、卯丁天晴、午刻着直衣參内、此日奉爲前建春門院、於禁裏被供養佛經、密々儀也。

（中略）

母屋簾立黒漆仏台、奉懸画像釈迦三尊一鋪、邦綱卿内々奉勅、中務少輔隆成画也。

中務少輔隆成

あとがき

本稿は、平安時代の九世紀初から十二世紀末にいたるまでのわが国絵画の理想と技術の、もつとも大きな源泉をなす宮廷画所に直接的・間接的に関係する画師の研究史料をあつめたものであるが、紙数の関係で、すでに発表した巨勢派に関するものをはずし、また鎌倉時代の宮廷絵所に関するものもすべてはぶいている。鎌倉時代に関するものは次稿を期したい。

なお、本稿は絵師研究史料として第六編にあたるが、従来の諸篇とおなじく、テキストの国語学的・文献史的批判は不充分である。目的は絵師研究に資するためであつて、研究の現段階では厳格なテキスト批判はかならずしも必要でないと考えたからである。振仮名や返点の多くも省略している。

とはいえ、本稿でも問題とされるべき画所と絵所、画師と絵師の相異は、その相異自体が絵画史自体の問題でもある。遺漏なきを期した心算であるが、大方の御批正をおねがいしたいと希望している。

参考主要論文等

福井利吉郎 絵巻物概説(上・下) 岩波講座日本文学 第十二・二十 一九三二年五月、三三年四月

家永三郎 『上代倭絵全史』 座右室 一九四二年二月(七九年、改訂増補)

秋山光和 『平安時代世俗画の研究』 吉川弘文館 一九六四年三月

平安時代画所画師關係史料（稿）

平田 寛
宮島新一

巨勢派研究史料（稿）
巨勢派論（上・下）

哲学年報
仏教芸術

四五輯
一六七・一六九号

一九八六年二月
一九八六年七・十一月